

## 与薬について

やむを得ない理由で保護者様が与薬できず、保育時間中の服用が必要な場合にのみ与薬を承ります。以下、注意事項をご熟読の上、ご理解いただきますようお願い致します。

### 保護者様への依頼事項

1. 与薬依頼書の記入は必ず依頼者（保護者様）が行って下さい。
2. お薬は、当日分（1回分）のみお預かり致します。
3. 昼食時のみの対応とさせていただきます。
4. 与薬依頼書・薬剤情報提供書・お薬は必ずセットで保護者様から職員に直接手渡しして下さい。与薬依頼書は降園時に職員よりお返しいたします。

### その他注意事項

1. 与薬できるお薬は医師が処方したものに限りです。
2. 市販のお薬、以前受診した際に処方された残薬は対応いたしません。
3. 「熱が出たら服用させる。」「咳が出たら・・・」「発作が出たら・・・」というように症状を判断して投与しなければならない薬、坐薬、及び解熱剤、市販の薬、吸入薬等は原則としてお預かりできません。  
※熱性けいれんの既往があるお子様については、医師の指示書がある場合のみ抗けいれん薬を与薬致します。
4. 慢性の病気（アトピー性皮膚炎などのように経過が長引くような病気）の日常における与薬や処置については、お子様の主治医の指示に従います。長期間の投薬につきましては、職員までお申し出下さい。

※上記要件に一つでも不備があった場合（書類などの未記入、誤記入等を含む）はお薬をお預かりすることができません。

事故防止・健康管理に関する重要事項ですので、ご了承下さい。

ともともらんど